

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和 3 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センターを新設し，伊丹市共同利用施設東緑ヶ丘センターを廃止するため。

伊丹市共同利用施設等条例の一部を改正する条例（令和
3年伊丹市条例第 号）

伊丹市共同利用施設等条例（昭和46年伊丹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表伊丹市共同利用施設東緑ヶ丘センターの項を削り，同表に次のように加える。

伊丹市共同利用施設緑ヶ丘センター	伊丹市緑ヶ丘1丁目70番地
------------------	---------------

付 則

この条例は，規則で定める日から施行する。